

国 保・年金

国民健康保険に加入している人で高額な外来診療を受けるみなさんへ

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になつた場合でも、いったんその額を支払っていただき、後で高額療養費としてお返ししてまいりましたが、4月1日からは、医療機関などの窓口へ限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになります。

【認定証等の手続き】 国民健康保険被保険者証と印鑑(認め印でも可)を窓口へ持参し、手続きをしてください。郵送での手続きを希望する場合は、申請書を送付しますのでご連絡ください。

【次の人は手続き不要】 ①平成24年3月以前に交付した限度額適用認定証等を持っている人 ②平成24年3月以前に入院し、既に「限度額適用認定証等」を持っている人は、記載されている有効期限まで、平成24年4月以降の外来受診時でも利用することが出来ます。

●限度額適用認定証の適用区分●

Table with 3 columns: 所得区分, 支給回数, 金額. Rows include 自己負担限度額 70歳未満 (月額) and 住民税非課税世帯.

※1 上位所得者とは、同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。また、所得がないと、上位所得者とみなされます。

Table with 3 columns: 所得区分, 外来(個人単位), 世帯単位の限度額(入院+外来). Rows include 自己負担限度額 70歳以上75歳未満 (月額).

※3 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、該当者の収入が単身で383万円未満、複数人で520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

は、申請書を送付しますのでご連絡ください。

帯等でない人は、「国民健康保険被保険者証」により所得区分が確認できるため不要です。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者。ただし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。

- ①後期高齢者医療保険料を滞納している人。
②市で実施する健康診査を受診した人(脳ドックのみの検査は対象となります)。

- 助成額：次のとおり。
●人間ドック：検査費用の2分の1(30,000円限度)。
●脳ドック：検査費用の2分の1(20,000円限度)。

■検査医療機関に予約後、検査を受ける一週間前までに申請してください(申請書は市ホームページまたは市国保年金課、印刷支所・本支所にあります)。

申請は、被保険者証・印鑑を持参の上、国保年金課高齢者医療年金班または印刷支所・本支所の市民福祉課の窓口でお願いします(郵送可)。

3月中に後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドックを受検される人へ

助成金請求書の受け付けは、3月30日(金)までとなりますので、受検後、速やかに交付請求書などの提出をお願いします。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の年金からの仮徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で、現在、年金から特別徴収されている人と新たに特別徴収の対象になる人は、平成23年度の保険料(料)額を基に、4月・6月・8月の年金から仮徴収します。

なお、本徴収については、7月に平成24年度の保険料(料)額が決定しますので、10月・12月・翌年2月の年金からとなります。

新たに特別徴収の対象となる人には、4月に特別徴収開始通知を送付します。

会社などの健康保険に加入したら国保を抜ける手続きを

3、4月は会社を辞めたり就

職したりする人がたくさんいます。国民健康保険に加入していた人が職場の健康保険に加入しても市では把握できないため、国民健康保険の資格喪失の手続きをお願いします。

資格喪失の手続きをしないと引き続き保険料が課税され、医療費の清算が必要になりますのでご注意ください。

①職場の健康保険証
②国民健康保険証
③印鑑

学生納付特例の簡素化
現在、学生納付特例制度により、国民年金保険料納付を猶予されている人で、平成24年度も引き続き在学予定の人へ、3月下旬に基礎年金番号の印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

申請書が日本年金機構から送付されます。同一の学校に在学する場合は、このはがきに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請できます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。

なお、初めて学生納付特例の申請をする人は、従来どおり在学証明書などを添付のうえ、届け出が必要となります。

申請が遅れますと、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが船橋年金事務所にご連絡してください。

船橋年金事務所(☎047-424-8854)、市国保年金課高齢者医療年金班(☎内線285・287)。

市役所・3階大会議室。
3月6日(火)までに、電話で左記まで。

住民登録は正しく行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、住民票や転出証明書の発行、小・中学校の就学、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などの各種行政サービスを受けるための基礎となるものです。

これらの行政サービスを確実に受けられるようにするため、引っ越しなどで住所を移した人は、住民登録の届出を速やかに行ってください。

なお、正当な理由がなく届出をしないときは、過料を科せられる場合があります。

市民課住民記録班(☎内線234・237)。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか
国民年金保険料の納付期限は、翌月末日です。保険料の納め忘れがあると、万一の事故のときなどに、障害年金や遺族年金が受けられないことがあるばかりか、未納期間が長くなると、将来、老齢年金さえ受けられなくなることもあります。

納め忘れの期間がある人は、早めに納めましょう。また、収入が少なく保険料を納められないときには、未納のままにせず、免除制度や若年者納付猶予制度・学生の人は学生納付特例制度(いずれも一定の基準あり)がありますのでご相談ください。

船橋年金事務所、市国保年金課高齢者医療年金班。

介護保険制度の受領委任払い方式事業者登録説明会

市では、福祉用具購入費および住宅改修費に係る受領委任払い方式を実施しています。この制度の利用に際しては、事前に登録が必要です。

また、登録にあたっては必ず次の説明会に参加してください。なお、登録期間が平成24年3月31日までの事業所で、再度、登録を希望される場合については、説明会に参加してください。

※支店などで複数の事業所の登録を希望する場合には、事業所ごとに説明を受けてください。

3月8日(木)【福祉用具説明会】
午前10時30分～正午、【住宅改修説明】午後1時30分～3時。

取得方法。
介護福祉課介護保険班(☎内線278)。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯番号